

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 12 月 13 日
養父市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(8) 名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

内容：道路運送法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 2 に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業)

養父市内の一般旅客自動車運送事業者、観光関連団体、地域自治組織等で今後設立する NPO 法人である養父市マイカー運送ネットワークが、養父市大屋地域及び関宮地域を運送の区域とし、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。

【平成 30 年 5 月を目途に実施】